

令和 7 年度 事業 報告 書

《 事業活動方針 》

暴力団情勢については、六代目山口組と神戸山口組、池田組、絆會との対立抗争は、令和 7 年 4 月に六代目山口組が一方的に抗争を終結する旨の宣誓書を出したが、未だ抗争終結に至っておらず、また、若頭の高山清司が相談役となり、代わって弘道会会長の竹内照明が若頭に昇任する等、六代目山口組の代替わりを巡る動きも活発になってきており、予断を許さない状況が続いている。

暴力団勢力そのものは、年々減少傾向が続いているが、暴力団の中にはその活動を不透明化させるとともに、世情に応じて資金獲得活動を多様化させるなどして強固な人的・経済的基盤を維持しているものもあり、依然として暴力団は社会に対する脅威となっている。

また、「匿名・流動型犯罪グループ（以下「トクリュウ」という。）」が、特殊詐欺をはじめ、繁華街における客引き、スカウト、オンラインカジノ、犯罪収益のマネーロンダリング等の様々な犯罪に関与しており、その収益の一部が暴力団に流れているとみられるなど、治安上の大きな脅威となっている。

特に、特殊詐欺は令和 7 年中の全国年間被害額が 1,414 億 2,000 万円、県内の被害額も 93 億 893 万円に達し、いずれも前年の被害額の 2 倍となるなど、暴力団を始めとする反社会的勢力の有力な資金源となっているとみられる。

このように暴力団情勢が大きく変動し、暴力団排除活動も転機を迎えつつある中、愛知県暴力追放運動推進センターの暴力団排除活動の中核組織としての役割と期待はますます増大しており、事業者、行政機関、県民の暴排意識を劣化させることなく、大きく変貌する暴力団に効果的な打撃を与えられるように隙のない暴力団包囲網を構築すべく、令和 7 年度事業計画に基づき、地域・職域の暴排組織をはじめ関係機関・団体と緊密に連携して総合的な暴力団排除活動を積極的に推進した。

《 事業の重点 》

- 1 暴力団排除の広報・啓発事業
- 2 地域・職域における暴力団排除活動支援事業
- 3 暴力相談事業
- 4 不当要求防止責任者講習事業
- 5 暴力団組員の離脱促進、社会復帰支援及び少年被害防止事業
- 6 暴力団被害救済事業

1 暴力団排除の広報・啓発事業

(1) 安全なまちづくり愛知県民大会の開催

令和7年10月16日、Niterrra 日本特殊陶業市民会館フォレストホールにおいて、愛知県、愛知県警察及び防犯協会連合会と合同で「安全なまちづくり愛知県民大会」を開催し、暴力追放に功労のあった6団体・個人6名に愛知県知事感謝状、74団体・個人14名に愛知県暴力追放運動推進センター名誉会長感謝状を贈呈して顕彰するとともに、ゲストを迎え入れた防犯トーク、大会宣言に続いて、愛知県警察「のぞみ」による防犯寸劇、愛知県警察音楽隊による演奏等を行い、広く県民各層に暴力団排除意識の高揚とその浸透を図った。

(2) 暴力追放セミナーの開催

暴力追放セミナーは、令和7年7月3日、Niterrra 日本特殊陶業市民会館フォレストホールにおいて、900人の賛助会員等が参加して盛大に開催された。セミナーでは、愛知県警察組織犯罪対策局長の基調講演、愛知県弁護士会所属の檀浦弁護士による特別講演、寸劇・パネルディスカッションを通じて最近の暴力団及びトクリュウの実態、公の施設におけるトクリュウによる地下格闘技イベントの開催事例を紹介し、その対応要領等の知識の浸透を図り、賛助会員、地域・職域暴力排除団体関係者、行政機関職員等の暴力団排除意識を大いに高揚した。

(3) 広報資料による普及宣伝活動

令和7年6月23日、株式会社名古屋グランパスエイトと暴力追放運動に関する協定を締結し、この協定に基づき、名古屋グランパスエイトの選手を起用した闇バイト撲滅の啓発ポスター、動画を作成し、県内のJR、名鉄の主要駅、県下公立高校等に配布・掲示するとともに、名古屋駅近くの街頭大型モニターで放映し、闇バイト拒絶意識の醸成に努めた。

また、機関誌である「暴迫あいち」「e ネット暴迫あいち」、暴迫センターホームページ内賛助会員専用サイト及びCBC・東海ラジオ等地元放送機関を通じて、時宜に応じた暴力団情報の提供や愛知県暴迫センターの各種事業活動を紹介するとともに、地域・職域の暴力追放協議会や不当要求防止責任者講習等において配付するパンフレット、チラシ、暴排グッズ等の広報啓発資料を見直し、新たに名古屋グランパスエイトの選手の写真・メッセージ入りマウスパット、闇バイト撲滅の啓発ポスター優秀作品を掲載した卓上カレンダーを作製・配布した。他にも、暴迫センターの名称入りボールペン、NO!VIOLENCEの印字付クリアファイルを配布し、闇バイト拒絶及び暴力団排除意識の一層の高揚を図った。また、暴迫センターの賛助会員となっている企業等に対し、暴力団追放啓発ビデオの貸し出しを行い、不当要求に対する事業所の組織的な対応要領の基盤づくりを支援した。

○ 主な広報啓発資料

- | | |
|----------------------|--------|
| ・ パンフレット（インフォメーション） | 5,000部 |
| ・ 企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢 | 1,600部 |

・ 暴迫センターチラシ(暴力団追放三ない運動+1)	10,000 枚
・ 闇バイト啓発暴排ポスター	8,730 枚
・ 機関誌「暴迫あいち」67号、68号	9,100 部
・ 暴排広報グッズ	
名古屋グランパスエイトの選手のマウスパット	3,000 枚
闇バイト撲滅の啓発ポスター優秀作品掲載カレンダー	3,000 枚
暴迫センター名称入りボールペン	6,000 本
印字付クリアファイル	5,000 枚

(4) 功労団体・個人の表彰具申

暴排功労団体・功労者に対する表彰具申を行い、警察庁長官並びに全国暴迫センター会長連名の暴力追放功労者表彰(銅賞3名)、中部管区警察局長並びに中部ブロック暴迫センター会長連名の暴力追放功労団体表彰(2団体2名)によりそれぞれ賞揚された。

2 地域・職域における暴力団排除活動支援事業

(1) 地域と一体となった暴力団排除活動の推進

県下各警察署管内に設置されている暴力追放協議会が実施する暴力団排除活動は、北区暴力追放協議会をはじめ多くのイベント行事が積極的に開催され、20 協議会に対して活動助成金(合計 96 万円)を交付し、地域暴排活動の継続・活性化を図った。

(2) 企業等における暴力団排除活動の支援

職域の暴力追放協議会については、公共料金等暴力対策協議会、外食産業暴力対策協議会、金融機関暴力追放連絡協議会等に積極的に参加し、各業界における暴排意識の高揚に努めた。

また、企業に対し、暴力団排除条項をはじめとする暴排手続きを確実に履行させるため、令和 7 年 11 月 6 日、「愛知県暴力排除団体連絡会」を愛知県警察、愛知県弁護士会民事介入暴力対策委員会(以下、「民暴委員会」という。)と連携して開催し、最近の暴力団情勢と資金獲得活動の多様化、巧妙化の実態やトクリウの活動実態等について情報提供するとともに、各業界から暴力団排除好事例の紹介、情報交換を実施した。

(3) 暴力団情報の提供

愛知県暴力団排除条例等に定める事業者の責務として、契約の相手方が暴力団関係者でないこと等を確認するためのデータベースの構築を支援するために、平成 27 年 7 月から暴力団関係者の検挙情報等の提供を開始しており、令和 8 年 3 月末現在、206 事業所(前年度対比+7 事業所)に提供している。

なお、暴力団情報は個人情報であり、その取扱いにはセキュリティー対策の改善・強化は必要不可欠であることから、情報提供方法をこれまでのメールへのファイル添付方式からダウンロード URL 及びパスワードのみを送付するフ

ファイル転送サービス方式に変更し、安全な運用に努めている。

3 暴力相談事業

民暴弁護士 28 名、保護司 2 名、少年指導委員 2 名及び警察OB 4 名を暴力追放相談委員に委嘱して、面接、電話等により広く県民からの暴力相談に応じ暴力団被害の未然防止及び救済に努めた。令和 7 年度も電話による取引先に係る反社属性照会の占める割合が高かったが、暴力団離脱者からの就労に係る相談も 9 件あった。

※ 相談受理件数 1,988 件（前年度比+164 件）

4 不当要求防止責任者講習事業

暴対法第 14 条第 2 項に基づき、事業所及び国、地方公共団体等行政機関の不当要求防止責任者に対して、愛知県公安委員会の委託を受け実施する不当要求防止責任者講習を 54 回実施し、4,357 人（前年度比+66 人）が受講した。なお、オンライン講習については、企業の特例講習、一般講習合わせて 1,291 人が受講している。

5 暴力団組員の離脱促進、社会復帰支援及び少年被害防止事業

(1) 暴力団からの離脱支援及び加入阻止

令和 7 年 10 月 14 日に、愛知県警察、愛知県保護司連合会、名古屋刑務所、愛知県労働局職業安定部等関係 14 部局で構成する愛知県暴力団離脱者対策協議会総会を開催し、組員の離脱促進及び就労支援の取組状況について説明、意見交換を行い、受入企業の経営者から新規の離脱者口座開設に関する報告と暴追センターからも他機関（生活困窮者自立相談支援員）との連携による離脱者支援について報告を行った。

また、令和 7 年 2 月 25 日と 9 月 4 日に、愛知県警察、民暴委員会と連携して暴力団離脱者対策意見交換会を開催し、愛知県公私立高校生に対する「闇バイトへの加担防止、暴力団への加入阻止」教養につき、講師の選定、授業の内容・分担・進め方等を意見交換した。

(2) 暴力団離脱者への社会復帰支援対策

暴力団離脱者を組織に逆戻りさせず、社会復帰支援をこれまで以上に強力に推進するため、受入企業の拡大、離脱者雇用給付金等の増額を図ったことで、これまでに 75 の受入企業を確保し、暴力団離脱者 24 名を就労させるとともに、新たに離脱者 1 名の口座を開設させることができ、口座開設離脱者は 2 名となった。

(3) 青少年に対する指導

青少年が SNS 等を通じて、暴力団やトクリュウに加入しないよう警察と連携のうえ、少年院生約 133 人を対象とした講習会、面談を 3 回実施し、青少年と暴力団及びトクリュウの関係を遮断する活動を積極的に推進した。

また、愛知県警察、民暴委員会と連携し、令和7年11月11日県下の私立高校PTA会員に、同年12月15日県下の私立高校2年生に、令和8年1月13日名古屋市立高校生活指導主事に対して各々「闇バイトへの加担防止、暴力団への加入阻止」の教養を行い、闇バイトの実態、暴力団等反社会的勢力と闇バイトの関係性、リスク回避策等について知識の浸透を図った。愛知県少年指導委員に対しても、令和7年9月2日、6日に愛知県警察少年課と連携して研修会を行い、暴力団及びトクリュウへの加担、加入防止と青少年の健全育成のための教養に努めた。

6 暴力団被害救済事業

(1) 訴訟費用等の無利子貸付

被害者救済のための訴訟費用等無利子貸付については、特殊詐欺のような広域犯罪で、愛知県内の暴力団又は暴力団員の不当行為の防止に資すると判断される場合は、被害者の居住地等が愛知県内でなくとも可能となったが、令和7年度中の訴訟費用等の無利子貸付はなかった。

(2) 暴力団事務所の排除

当暴迫センターは、国家公安委員会から「適格都道府県センター」として認定を受けており、指定暴力団等の事務所の付近住民等から当該事務所の使用差止請求の委託を受けた時は、付近住民に代わって原告として訴訟を行うことができる。名古屋市内の六代目山口組系列暴力団事務所の使用差止等請求については、令和7年6月に事務所付近住民等から当センターに授權書・委託契約書が提出されたことから、同年9月に民暴弁護士による弁護団が結成され、同年12月26日には当該暴力団事務所の使用差止仮処分命令の申立が行われた。令和8年2月2日には裁判所の審尋が行われ、3月13日に仮処分の決定、3月19日には仮処分執行が行われたものである。今後も弁護団と連携を密にして適切に対応する所存である。

(3) 被害者見舞金の支給

暴力団員の暴力的不当行為等により傷害又は財産に対する損害を受けた被害者に対する見舞金制度の普及・広報に努めたが、令和7年度中の支給実績はなかった。

(4) 暴力排除顕彰金の支給

暴力団からのみかじめ料等の不当要求を拒絶する等、暴力団排除活動に積極的に協力し、特に他の模範となる者に対して暴力排除顕彰金を支給しているが、令和7年度中の支給実績はなかった。

7 その他

(1) 暴力団情報の収集及び暴力団対策の調査研究活動事業

ア 暴力追放推進委員による情報収集活動等

地域・職域において、暴力追放推進委員として105人を委嘱し、暴力団事務所等の周辺における暴力団の動向及び関係情報の収集と地域・職域からの

暴力団排除活動等に関する意見、要望を吸い上げ各種事業に反映させた。

また、令和 7 年 6 月 4 日、暴力追放推進委員研修会を開催し、民暴委員会委員による講演、大和証券株式会社から「金融関連の犯罪」について発表を行い、暴力団等反社会的勢力による不当要求への対処方法等について研修を実施した。

イ 全国暴追センター等との連携及び暴力団情報の収集

全国暴追センター始め各都道府県暴追センターと緊密に連携を図り、暴力団情報の交換を行うとともに、新聞、雑誌等の公刊資料や民間のビジネスデータベース会社を活用して幅広く一般情報も含めて暴力団関係資料の収集と充実を図り、暴力相談その他の業務に多角的に活用した。

(2) 関係機関との連携強化

ア 愛知県暴力排除団体連絡会

令和 7 年 11 月 6 日、26 の職域別に組織されている暴力団排除対策協議会で構成する「愛知県暴力排除団体連絡会総会」を開催し、各業界の現状、問題点、対策等を協議するとともに、暴力団及びトクリュウに関する情報の交換を行った。

イ 全国及び各都道府県暴力追放運動推進センター

全国暴力追放運動推進センター及び各都道府県の「暴力追放運動推進センター」と緊密に連携し、暴力団及びトクリュウに関する情報の交換を行い、広域的な暴力団追放運動の推進に努めた。

ウ 三者協定の実質的な運用

平成 31 年 3 月に暴追センター、愛知県警察及び愛知県弁護士会とで締結した「三者協定」に基づいて三者間の連携を一層強化して実質的な運用を図っているところ、令和 7 年 7 月 9 日、民事介入暴力対策研究会を開催し、暴力団組長に対する使用者責任について協議するとともに、代表者訴訟における当センターとしての支援内容、暴力団離脱者社会復帰支援対策、名古屋市内の六代目山口組系列暴力団事務所使用差止等請求及び少年の加入阻止対策について推進状況等を報告し、民事介入暴力等からの県民の安全、安心の確保に努めた。

(3) 賛助会員の募集、拡大

大地震、大雨等の大規模災害、ウクライナやイラン情勢等に伴う原材料の高騰と物価高、慢性的人手不足による人件費の高騰等の影響で、賛助会費の納付見合わせや減額、退会する事業者がみられ、新規会員も減少傾向にあったが、賛助会費は基本財産運用益と並んで暴追センターの重要な収入源であることから、暴力団離脱者受入企業募集、不当要求防止責任者講習、暴力追放協議会等あらゆる機会を通じ、パンフレット、ホームページ等の広報資料を効果的に活用して賛助会員の募集、拡大に努めた。

※ 令和 8 年 3 月末現在 1,056 会員 3,130 口（前年度比-17 会員 -18 口）